

令和4年度滑川市中山間地域等直接支払制度の実施状況について

中山間地域等直接支払制度とは、水源を養い自然環境を保全するといった、中山間地域の農地が持つ多くの役割「多面的機能」を守るため、その農地を管理する人たちの活動を支援する制度です。

中山間地域では、平地地域に比べて生産条件が不利なことから生産者が減り、耕作されない農地が増えることによる、多面的機能の低下が心配されています。

この多面的機能を守るため、集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動を行う集落に対して、交付金が支払われるものです。

▼市全体の概要

- ・集落協定締結数及び参加者数 15集落、328人・組織
- ・協定面積 4,352,438㎡
 - 急傾斜地にある田（1/20以上の傾斜） 3,809,412㎡
 - 緩傾斜地にある田（1/100以上の傾斜） 543,026㎡
- ・交付額 98,009,440円

交付単価	田：10a 当たり	体制整備単価	急傾斜	21,000円
			緩傾斜	8,000円
				（加算措置あり）
- ・交付金負担区分 国49,004,717円・県24,502,355円・市24,502,368円

▼協定締結集落、協定面積など

地区	集 落 名	参加者 (人、組織)	協定面積(㎡)
			田
東加積	下大浦	20	478,284
	大崎野	12	615,839
	千鳥	12	102,349
	開	16	876,566
	森野新	17	193,813
	中野	18	200,814
	東福寺開	29	210,543
	室山	10	208,437
	下野	43	222,106
	改養寺	15	76,818
	野尻道寺	32	236,438
山加積	田林	34	348,724
	東福寺野	40	427,068
	小森	6	16,394
	東福寺	24	138,245
合計		328	4,352,438

▼集落協定に基づく主な活動状況

- ・水路、農道の草刈り、清掃
- ・水路、農道などの補修、改良
- ・農作業共同化のための機械導入
- ・鳥獣被害防止対策
- ・農地周辺の林地整備

▼体制整備の実施状況

集落戦略の策定に向け、各集落にて協定農用地の将来像、課題、対策について話し合いを実施中

問合せ先 農林課（内線352）